

手続No	B34-1
手続名	合併消滅法人の事業報告等(認定法施行規則第10条4項)の提出書

事業年度			年度
	自		
	至		

申請事務担当者	氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

## ○事前入力項目

組織情報			
本編	別添 法人の組織について（公益社団法人用） (公益社団法人)	公益社団、公益財団のいずれかを選択してください。	
本編	別添 法人の組織について（公益財団法人用） (公益財団法人)		
別表A 中期均衡の計算 作成シート			
本編	別表A（1） (収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)	A(1) A(2) のいずれかを選択してください。	なし
本編	別表A（2） (収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)		なし
本編	別表A（3） (収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)	収益事業等を行う場合のみ	なし
本編	別表A（4） (剩余额解消策の明細)	剩余额解消をする場合のみ	なし
本編	別表A（5）－1 (公益充実資金の明細)	公益充実資金がある場合のみ	なし
本編	別表A（5）－2 (公益充実資金の明細)		なし
本編	別表B（1） (公益目的事業比率の算定総括表)	※注記を参照してください。	なし
別表	別表B（2） 土地の使用に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	土地の使用に係る費用額がある場合	なし
別表	別表B（3）融資に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	融資に係る費用額がある場合	なし
別表	別表B（4）無償の役務の提供等に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	なし
本編	別表B（5）（公益目的事業比率に係る計算表）	※注記を参照してください。	なし

別表C 使途不特定財産額の計算 作成シート

本編	別表C（1）（使途不特定財産額の保有制限の判定）	※注記を参照してください。	なし
本編	別表C（2）（控除対象財産）	控除対象財産がある場合	なし
別表	別表C（3）（資産取得資金） ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	資産取得資金がある場合	なし
別表	別表C（4）（特定費用準備資金） ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	なし
本編	別表C（5）（公益目的事業継続予備財産）	予備財産がある場合	なし

作成する別表の数（エクセル表） 土地の使用に係る費用額の算定（別表B（2）_土地の使用に係る費用額の算定）	0
作成する別表の数（エクセル表） 融資にかかる費用額の算定（別表B（3）_融資に係る費用額の算定）	0
作成する別表の数（エクセル表） 無償の役務の提供に係る費用額の算定（別表B（4）_無償の役務の提供等に係る費用額の算定）	0
作成する別表の数（エクセル表） 資産取得資金の算定（別表C（3）_資産取得資金）	0
作成する別表の数（エクセル表） 特定費用準備資金の算定（別表C（4）_特定費用準備資金）	0
以下の様式のうち必要に応じて作成したものを選択してください。	
合併消滅法人の事業報告等に係る提出書	

2025.4.1 Ver.3.0

## 目次

### 表紙

表紙

### 提出書

合併消滅法人の事業報告等に係る提出書

本編 表紙

本編 提出書

### 運営組織に関する重要な事項

#### 運営組織に関する重要な事項

(1) 社団用

(2) 財団用

事業・組織体系図 ※複数の事業又は組織がある場合のみ

本編 2-1 (社団)

本編 2-1 (財団)

添付

### 事業活動に関する重要な事項

#### 事業活動に関する重要な事項

本編 2-事業活動

### 別表A 公益充実資金について

(1) 中期均衡の計算 (収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)

(2) 中期均衡の計算 (収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れる場合)

(3) 収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算

(4) 剰余額解消策の明細

(5) 一 1 公益充実資金の明細

(5) 一 2 公益充実資金の明細

本編 A(1)

本編 A(2)

本編 A(3)

本編 A(4)

本編 A(5)-1

本編 A(5)-2

### 別表B 公益目的事業比率について

(1) 公益目的事業比率の算定総括表

(2) 土地の使用に係る費用額の算定

(3) 融資に係る費用額の算定

(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定

(5) 公益目的事業比率に係る計算表

本編 B(1)

別 B(2)

別 B(3)

別 B(4)

本編 B(5)

### 別表C 使途不特定財産額

(1) 使途不特定財産額の保有制限の判定

(2) 控除対象財産

(3) 資産取得資金

(4) 特定費用準備資金

(5) 公益目的事業継続予備財産

本編 C(1)

本編 C(2)

別 C(3)

別 C(4)

本編 C(5)

その他添付書類について

1. 財産目録
2. 貸借対照表及びその附属明細書
3. 損益計算書及びその附属明細書
4. キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）
5. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
6. 社員の資格の得喪に関する細則
7. 会員等の位置づけ及び会費に関する細則
8. 寄附の使途の特定の内容がわかる書類（寄附規程・募集要項等）  
　　・・・公益目的事業以外に使途を特定した寄附がある場合のみ
9. 公益充実資金に係る公表事項
10. 公益目的事業継続予備財産に係る備置き書類等
11. 特定費用準備資金に係る備置き書類等
12. 資産取得資金に係る備置き書類等
13. 指定寄附資金に係る備置き書類等
14. その他 行政府が必要と認める書類

法人コード	\$corp_code
-------	-------------

\$pref\_name

殿

法人の名称 \$corp\_name

代表者の氏名 \$delegate\_name

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

施行規則第 60 条第 4 項に基づく書類の提出について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 60 条第 4 項に基づく書類について下記のとおり提出します。

記

1. 新設法人の成立日
2. 合併により消滅する公益法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 10 条第 4 項各号に掲げる書類

添付書類の番号	法人名	法人コード
	\$corp_name	\$corp_code
	\$corp_name	\$corp_code

## 法人の基本情報

法人の名称	\$corp_name	
設立登記日		
法人の目的		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	\$address_1	\$address_2

## 運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号関係)

### (1) 社員の数その他の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて
社員の議決権に関する定款の条項	社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

### (2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)	
	(うち常勤)		うち、退職手当の額	
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

### (3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会		
社員総会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア： 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ：会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

## 法人の基本情報

法人の名称	\$corp_name	
設立登記日(注)		
法人の目的		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	\$address_1	\$address_2

## 運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】(認定規則第46条第1項第2号関係)

### (2) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)		
	(うち常勤)		うち、退職手当の額		
評議員	人	人	円		円
理事	人	人	円		円
監事	人	人	円		円

  

定款の条項	
-------	--

### (3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

### (4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

### (5) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

### (6) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人

### (7)評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会		
評議員会		
理事会		

理事会		
-----	--	--

(8) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名 公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合で あって、費用及び損失 の額又は収益の額が1 億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する 監事の氏名 当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による 関与について説明してください。	

(9) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号関係)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受け た財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	0 円	負債額	0 円
		期末純資産額	0 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	0 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない	当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容			
他の団体の名称	財産の名称		%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

## 【新別表A(1)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

## 0. 前事業年度に算定した残存剩余额・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剩余额	残存欠損額	特例残存欠損額
a 1900/1/0 ~ #VALUE!	円		
b #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
c #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
d #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
e #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円

## 1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	収入≥費用 年度剩余额 (収入-費用)	収入<費用 年度欠損額 (費用-収入)
		円	円		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	△	円	
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		0 円	0 円		
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	0 円			
	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	0 円			
合計		0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

## 2. 年度剩余额／年度欠損額と残存剩余额／残存欠損額との通算

年度剩余额がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剩余额と通算します。

年度剩余额がある場合	年度剩余额	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剩余额 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e
	A 0 円	C 0 円	D 0 円	通算額	0	0	0	0
				E 通算額に 残る額	0	0	0	0

円  
円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剩余额)
	B 0 円	J 0 円
		通算額 (収支相償の剩余金)

残存欠損額 (B-J-F)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	a	b	c	d	e
G 0 円	通算額	0	0	0	0	0
	H 通算額に 残る額	0	0	0	0	0

円  
円

☞ 旧制度における未解消の剩余金がある場合まずそちらから解消

## 3. 暫定残存剩余额又は残存剩余额の解消

2. の通算後に暫定残存剩余额又は残存剩余额が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

解消対象となる 剩余额	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剩余额 (D)
	0	0	0	0	0	0
I 解消額	0	0	0	0	0	0
J 翌事業年度に繰り越 す残存剩余额	0	0	0	0	0	0

円 ☞ 年度剩余额がある場合、a-eの残存剩余额とDを記載、年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載(「暫定残存剩余额(D)」の欄は0)。

円  
円

## 4. 当該事業年度の残存剩余额・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剩余额	残存欠損額	特例残存欠損額
a 1900/1/0 ~ #VALUE!	0 円		
b 1900/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
c 1901/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
d 1902/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
e 1903/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
f 1904/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円

☞ 0より大きい場合、均衡を欠くことになる

0

☞ Jの数値が記載

年度剩余额があった場合、Eの数値を記載、通常の算定方法の場合、前事業年度  
年度欠損額があった場合、前事業年度に算定した数値を記載

## 【新別表A(2)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

## 0. 前事業年度に算定した残存剩余额・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剩余额	残存欠損額	特例残存欠損額
a 1900/1/0 ~ #VALUE!	円		
b #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
c #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
d #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円
e #NUM! ~ #VALUE!	円	円	円

## 1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例費用が特例収入を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

		特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		円	円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	△ 円
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)		0 円	0 円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等にに関しては支出額を「費用」欄に記載)		円	円
4年以内に生じた(b~eに係る)特例残存欠損額の合計額		円	円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の50%	0 円	
	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の50%	0 円	(特例費用-特例収入)
合計		0 円	0 円 A 0 円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

## 2. 特例残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用-特例収入)	繰り入れた利益の50%を超える部分	特例残存欠損額
A 0 円	- 0 円	= B 0 円

## 3. 残存剩余额の解消

特例算定を選択できる場合、当該事業年度に黒字が発生することはありませんが、残存剩余额について解消策を講じることができます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

解消対象となる 剩余额	a	b	c	d	e	円
	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
I 解消額						円
J 翌事業年度に繰り越 す残存剩余额	0	0	0	0	0	円

特例算定の場合、公益目的保有財産の取得等は既に特例費用に計上されているため解消策には含まれません

## 4. 当該事業年度の残存剩余额・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剩余额	残存欠損額	特例残存欠損額
a 1900/1/0 ~ #VALUE!	0 円		
b 1900/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
c 1901/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
d 1902/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
e 1903/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円
f 1904/12/31 ~ #VALUE!	0 円	0 円	0 円

Jの数値が記載

特例算定方法の場合、前事業年度に 通常の算定方法の場合、前事業年度  
算定した数値を記載 に算定した数値を記載

0より大きい場合、均衡を欠くことになる

## 【新別表A(3)(収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

## (1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を記載してください

活動計算書			収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)
	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	0 円	0 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	0 円	0 円
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	0 円	0 円
	管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 円	△ 円
	調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	0 円	0 円
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)		10	円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※		11	円	円
				0 円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

## (2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を超えて公益目的事業へ繰入れる場合は(2)を記載してください

活動計算書			収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)
	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	0 円	0 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	0 円	0 円
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	0 円	0 円
	管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 円	△ 円
	調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	0 円	0 円
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)		10	円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※		11	円	円
				0 円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

## 【新別表A(4)(剩余额解消策の明細)】

解消策(剩余额の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

1~3号	解消内容	解消対象の剩余额					暫定残存剩余额 (D)
		a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	
1							円
2							円
3							円
4							円
5							円
I 解消額合計		0	0	0	0	0	円

## 【旧制度における未解消の剩余额がある場合】

新制度施行(令和7年4月1日)より前に開始した事業年度における、収支相償の判定上未解消の剩余额がある場合には、発生年度別の未解消の金額、当該事業年度に解消した剩余额があれば、その金額及び内容を記載する

令和6事業年度の剩余额…〇〇円

令和6年度の剩余额が××円あったが、当該事業年度の年度欠損額●●円と通算を行い、残りの剩余额は〇〇円となった。当該剩余额〇〇円については、翌事業年度において、公益目的保有財産としてXを取得する予定であり、その取得に充てることで解消する予定である(詳細は別紙のとおり)。

### 【新別表A(5)－1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

### 1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

## 2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

當該事業年度開始日(西曆)	2025/4/1
---------------	----------

### 3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

#### 4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連性

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

## 【新別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0												
特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法												

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年	月	～	年	月	月数	(	0	月)	
所要額の算定方法											

0	特定の事業又は資産取得等の名称
	当該活動の内容
計画期間(目的設定～実施)	西暦   年   月   ~   年   月   月数 ( 0 月)
所要額の算定方法	

0	特定の事業又は資産取得等の名称
	当該活動の内容
計画期間(目的設定～実施)	西暦   年   月   ~   年   月   月数 ( 0 月)
所要額の算定方法	

0	特定の事業又は資産取得等の名称
	当該活動の内容
計画期間(目的設定～実施)	西暦   年   月   ~   年   月   月数 ( 0 月)
所要額の算定方法	

0	特定の事業又は資産取得等の名称
	当該活動の内容
計画期間(目的設定～実施)	西暦   年   月   ~   年   月   月数 ( 0 月)
所要額の算定方法	

0	特定の事業又は資産取得等の名称
	当該活動の内容
計画期間(目的設定～実施)	西暦   年   月   ~   年   月   月数 ( 0 月)
所要額の算定方法	

## 【新別表B(1)(公益目的事業比率の算定総括表)】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(12欄より)	1	0 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (12、21、30欄の合計)	2	0 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	0.0 %
公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額	4	0 円
調額	土地の使用に係る費用額	5 0 円
調額	融資に係る費用額	6 0 円
調額	無償の役務の提供等に係る費用額	7 0 円
調額	公益充実資金積立額	8 0 円
調額	公益充実資金取崩額	9 0 円
調額	引当金の取崩額	10 円
調額	財産の譲渡損等	11 円
調額	公益実施費用額(4欄～11欄 合計額)	12 0 円
収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額	13	0 円
調額	土地の使用に係る費用額	14 0 円
調額	融資に係る費用額	15 0 円
調額	無償の役務の提供等に係る費用額	16 0 円
調額	特定費用準備資金積立額	17 0 円
調額	特定費用準備資金取崩額	18 0 円
調額	引当金の取崩額	19 円
調額	財産の譲渡損等	20 円
調額	収益等実施費用額(13欄～20欄 合計額)	21 0 円
管理運営費用額の計算		
管理費の額	22	0 円
調額	土地の使用に係る費用額	23 0 円
調額	融資に係る費用額	24 0 円
調額	無償の役務の提供等に係る費用額	25 0 円
調額	特定費用準備資金積立額	26 0 円
調額	特定費用準備資金取崩額	27 0 円
調額	引当金の取崩額	28 円
調額	財産の譲渡損等	29 円
調額	管理運営費用額(22欄～29欄 合計額)	30 0 円

## 【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。  
土地一筆ごとに1枚記載してください。)

土地の所在地	1					
面積	2	㎡	帳簿価額	3	円	
1年度間の土地賃料相当額(7欄)より	4	円	土地の使用に当たり負担した費用額(固定資産税額等)	5	円	
				事業費に算入すべきみなし費用額合計(4欄-5欄)	6	0 円
土地の賃料相当額(4欄)の算定根拠	7					
別送資料						
土地の使用に当たり負担した費用額(5欄)の内容と算定根拠	8					
別送資料						
9. 算入対象となる事業名と土地使用方法、配賦額						
事業	事業の内容及び各事業ごとの土地使用方法					配賦額
区分	番号					
						円
						円
土地の賃料相当額の各事業の費用額への配賦計算内訳(9欄の算出根拠)	10					
別送資料						

## 【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

事業番号	1	区分	番号	
事業の内容	2			
貸付の内容	3			
貸付利率	4			
借り入れをして 調達した場合の 利率	5			
費用額に算入 する額(7欄) の算定根拠	6			
		別送資料		
費用額に 算入する額	7		円	7欄の額を、別表B(5)Ⅲ(融資に係る費用額)へ転記してください。

## 【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1件ごとに記載してください。)

役務提供等の名称	1					
役務提供等の内容	2					
役務提供等を受ける場所	3					
役務の提供があった事実を証する方法	4					
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に 対し実際に支払う額)	6	円	
費用額に算入する総額 (5欄-6欄)	7	0 円				
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。また、昨年度の実績等があれば記載してください。)	8					
		別送資料				
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9					
		別送資料				
10. 算入対象となる事業と配賦額						
事業	事業の内容及び事業の実施に対し、 この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。					配賦額
区分						
					円	
					円	
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11					
		別送資料				

## 【新別表B(5)(公益目的事業比率に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬				0	配賦基準:
給料手当				0	配賦基準:
臨時雇賃金				0	配賦基準:
賞与引当金繰入額				0	配賦基準:
退職給付費用				0	配賦基準:
福利厚生費				0	配賦基準:
旅費交通費				0	配賦基準:
通信運搬費				0	配賦基準:
減価償却費				0	配賦基準:
消耗什器備品費				0	配賦基準:
消耗品費				0	配賦基準:
修繕費				0	配賦基準:
印刷製本費				0	配賦基準:
燃料費				0	配賦基準:
光熱水料費				0	配賦基準:
備註				0	配賦基準:

支 払 金						
保険料				0	配賦基準:	
諸謝金				0	配賦基準:	
租税公課				0	配賦基準:	
支払負担金				0	配賦基準:	
支払助成金				0	配賦基準:	
支払寄付金				0	配賦基準:	
委託費				0	配賦基準:	
為替差損				0	配賦基準:	
雜費				0	配賦基準:	
合計	0	0	0	0	0	

別表で申請されるものの合計値を転記してください。

① 土地の使用に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

② 融資に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

## ② 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

## 【新別表C(1)(使途不特定財産額の保有制限の判定)】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。  
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額=資産-(負債+一般社団・財団法人法第131条の基金)-(控除対象財産-控除対象財産の対応負債の額※)-予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。  
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになります。

## 1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A~Fの合計)から転記)	1	0 円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円
資産計	4	0 円

負債の部		
控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
引当金勘定の合計額	8	円
その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
負債の合計額	10	0 円
純資産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金の額	11	1 円
指定純資産の額	12	円
一般純資産の額	13	円
負債の部及び純資産の部合計	14	1 円

## 2. 使途不特定財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額
2025/4/1 ~ 2026/3/31	円
2026/4/1 ~ 2027/3/31	円
2027/4/1 ~ 2028/3/31	円
2028/4/1 ~ 2029/3/31	円
2029/4/1 ~ 2030/3/31	円

15 保有上限額	
基本(過去5年間の平均値)	円
当該事業年度の値	円
前事業年度の値	円
(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)	

(当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	0	円
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	16	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	17	円
公益充実資金の積立額(上限あり) (A(5)-1~4表合計から転記)	18	0 円
計	19	0 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	20	円
財産の譲渡損、評価損等の額	21	円
公益充実資金の取崩額 (A(5)-1~4表合計から転記)	22	0 円
控除額計	23	0 円

## 3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	24	0 円
負債 10欄	25	0 円
一般法人法第131条の基金 11欄	26	1 円

控除対象財産の額 1欄	27	0 円
対応負債の額 39欄	28	0 円
予備財産額	29	0 円
使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合は0)	30	0 円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	円
指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	円
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般純資産の額	38	0 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円
指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円
その他負債の額 10欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	0 円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

<欄外>事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	0 円
----------------	----	-----

## 【新別表C(2)(控除対象財産)】

## 1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理(※)	
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末	取得時期	
				円	円	円	円	円	円	
				円	円	円	円	円	円	
計(A)				0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

## 2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 (収、管) 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
					前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
					円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円
計(A)				0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

## 3. 公益充実資金(A(5)より)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(C)
0 円	0 円	0 円	円	0 円

## 4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

## 5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

## 6. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた使途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
計(F)				0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(※)公共共通、公1、公2、収1、管 等

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	0 円	0 円

&lt;参考値&gt;

公益目的の1から6の財産の合計額	期末
	0 円

## 【新別表C(3)(資産取得資金)】

控除対象財産における4. 資産取得資金の明細となります。

事業番号		資産取得資金の名称									
対象となる資産の名称											
当該資産の目的											
計画期間(事業年度)			年度 ~			年度 ( 1 年間 )					
資産取得等予定期											
資産の取得等に必要な額の算定方法											
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)											

## 控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
3年度前	円	円	円	円
前々年度	円	円	0 円	円
前年度	円	円	0 円	円
当年度	円	円	0 円	円
次年度	円	円	0 円	円
次々年度	円	円	0 円	円
3年度後	円	円	0 円	円

#### 〔新別表C(4)（特定費用準備資金）〕

控除対象財産における5. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表 における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額の算出に用います。

事業番号			特定費用準備資金の名称	
将来の特定の活動の名称				
当該活動の内容				
計画期間(事業年度)		年度～		年度(1年間)
当該活動の実施予定期				
積立限度額の算定方法				

## 1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

### 【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

【当年度】（計画全体のうち、当年度分の数字を転記）

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	0 円	0 円	0 円	0 円

## 【新別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。	
③公益目的事業継続予備財産額		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産 (対応する負債を除く)の額(※)		公益目的事業継続予備財産額	
0 円	0 円	⇒	0 円	

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額=公益目的事業会計の資産額-負債の差額-公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	円
公益目的事業会計の負債額	2	円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	0 円

--

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 (公益目的事業会計に係るもの)を記載)		
控除対象財産の額 2欄	31	0 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	円
指定純資産の額	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法 (公益目的事業会計に係るもの)を記載)		
控除対象財産の額 2欄	31	0 円
指定純資産の額	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円